

金融税制・番号制度研究会

金融所得一体課税と
マイナンバー制度の推進

2012年11月

まえがき

2007年以降ほぼ毎月のペースで開催してきた、金融所得一体課税と社会保障・税共通番号制度の導入に関する研究と提言は、今回ではや6回目になった。

金融所得一体課税については、配当の一体課税などが実現し、報告書が何らかの貢献をしたのではないかと自負しているが、2013 年末には株式優遇税制の期限が終了する予定なので、2014 年以降に、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大など、利子所得を含めた金融所得一体課税にむけての進展が予想される。

そうならば、2009年、2010年の当研究会の報告書で具体案を提示した、金融所得確認システムの活用により、金融機関にまたがる所得について損益通算を確実かつ効率的に行う特定口座制度の導入まで一気に進む可能性がある。

加えて、2009年の報告書で具体的に提言した、自助努力で老後の資産形成を支援する税制・年金制度である「日本版IRA」も、いろいろなメディアや有識者が取り上げ始めている。その背景には、公的年金制度やAIJ問題に端を発する企業年金基金の行き詰まりがあり、さらには1500兆円の個人金融資産を有効に活用しようという経済戦略がある。

これらとあわせて提言してきた番号制度の方は、マイナンバー法案が国会に提出されるところまで進展した。マイナンバー法案は、2012年11月16日の衆議院の解散により廃案となったが、2015年1月からの導入にむけての政省令づくりや、IT担当室の掲げる国民ID構想との連携や民間利用拡大の検討も始まっていた。当研究会では、必ずしも国民に十分な理解がされていない番号制度と民間利用との関係をあらためて整理するとともに、民間利用についての具体的な提言を行っている。

議論には、これまでと同様、学界、法曹界、シンクタンク、経済界の方々だけでなく、証券・銀行両業界の方々、システムの専門家が参加し、実務を踏まえた内容となっているので、ぜひご一読いただきたい。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた、NTTデータ経営研究所の小笠原泰さん、小林洋子さん、助田雄也さんには、本研究会の事務局としていろいろとりまとめを行っていただいた。厚く御礼申し上げたい。

2012年11月

金融税制・番号制度研究会 座長 中央大学法科大学院教授
森信茂樹

金融税制・番号制度研究会について

当研究会は、森信茂樹中央大学法科大学院教授を座長として、金融所得一体課税、日本版 IRA、番号制度の実現に向けた提言を行うことを目的とした研究会で、2006年9月に設立された。

委員は、銀行・証券などの金融機関、法曹、税法学者、経済団体、シンクタンク、情報システム専門家などの有識者で構成し、税理論の観点だけでなく、制度を導入・運用するための実務的な検討を行う点が特徴である。

2006年9月より金融所得一体課税の実現に向けた検討を行うことを目的に「金融税制研究会」として活動を開始し、2010年1月より、名称を「金融税制・番号制度研究会」に改称し、現在に至る。

2012年11月現在、49回の会合を開催し、下記の通り、毎年報告書を公表している。

「金融所得一体課税～その位置づけと導入にあたっての課題～」(2007年10月)

「金融所得一体課税～個人金融資産1,500兆円の活用に向けて～」(2008年10月)

「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案」(2009年10月)

「社会保障・税の共通番号制度の導入と民間利用のあり方」(2010年11月)

「社会保障・税番号の導入と今後の課題」(2011年11月)

これらの報告書については、ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ (<http://www.japantax.jp>) や、金融庁のホームページ

(<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryoku/20100611.html>) で閲覧が可能である。また、2010年8月に、『金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案』(社団法人金融財政事情研究会) を出版した。

本報告書の要約

1. 本年度の提言

当研究会では、2006年の設立以来、金融所得一体課税、日本版IRA、番号制度の実現と様々な課題について具体的な提言をしてきた。改めて整理すると、以下のとおりである。

まず金融所得一体課税については、2009年から上場株式等の譲渡損失と配当所得等との損益通算が可能になり、金融所得一体課税の実現に向けた一步を踏み出した。2013年末には経済への配慮から適用されてきた軽減税率の期限が終了し、2014年1月には本則税率の20%に戻すことが平成23年度税制改正大綱に明記されている。今こそ金融所得一体課税の実現に向けて踏み出すべきであり、改めて主張したい。

次に、自助努力による老後の生活の備えを税制で支援する日本版IRAについては、AIJ投資顧問による年金消失問題をきっかけに企業年金のあり方が問題になっている。また、財政資金の使い方の観点からは、これ以上の社会保障費への歯止めなき財政支出・国民負担増は難しい状況にあり、私的年金制度の充実による現行制度の補完が求められている。経済活性化の観点からも個人金融資産を活用することが重要であり、金融所得一体課税の考え方を前提にした日本版IRA導入の必要性が高まっている。

最後に、番号制度（社会保障・税に関わる番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」）についても、民間利用の在り方を中心に様々な提言を行ってきた。マイナンバー法案は2月に閣議決定がなされ、国会に提出されたが、国会が解散され廃案となった。次期通常国会での法案成立が期待される。

本報告書では、以上のような本年の状況を踏まえて金融所得一体課税、日本版IRA、マイナンバー制度について提言を行ったものである。

2. 金融所得一体課税の推進

金融所得一体課税の実現に向けて残された課題について、当研究会のこれまでの検討内容を踏まえて、改めて以下の3点を提言する。

第一に、「金融所得」の範囲を法律で明確にすること。所得税法中に「金融所得」という中間概念を設け、所得ごとあるいは商品ごとに法定していくことが考えられる。利子所得を原則申告分離課税に変更したうえで株式譲渡損失との損益通算など一体化を進めていくことが当面の課題となる。

第二に、金融所得から控除を認める経費・損失を法律で明らかにすることである。

金融商品の取得や譲渡に直接の関連をもち、所得を得るにあたって必要な経費については経費性を認めるべきである。また、金融商品の取得や譲渡によって生じる損失、さらにはデフォルトによる損失やペイオフによる損失などについても控除を認めるべきである。

第三に、金融所得について課税方式を申告分離課税、本則 20%に揃えること、そして金融所得間の損益通算・損失繰り越しを可能な限り長く認めることである。

最後に大切なことは、これら金融所得一体化に向けての工程表を明らかにすることである。

3. マイナンバー制度に対する考え方

当研究会は、マイナンバー制度について、「公平な社会」、「効率的な行政」、「効果的な政策」の3つを実現するために不可欠なインフラであると考え、導入の実現に向けて提言を行ってきた。

2012年11月16日に衆議院が解散され、マイナンバー法案は廃案となった。マイナンバー制度の重要性に鑑みると、次期通常国会での法案の提出、成立を期待したい。

マイナンバー制度を推進するために、マイナンバー法案には更に検討を要する3つの課題がある。

- (1) 公平な社会を実現するための正確な所得把握と法定調書の拡充
- (2) 効率的な社会を実現するためのマイナンバー制度の民間利用
- (3) 効果的な政策を実現するためのマイナンバー制度のユースケース

4. 公平な社会を実現するための正確な所得把握と法定調書の拡充

① 税情報の共有による所得把握の向上

公平な社会を実現するためには、より正確な所得把握が必要である。国税当局内部、地方税当局内部での名寄せ・突合に加えて、国税当局と地方税当局間での納税者の情報を共有することにマイナンバーを活用することで、より正確に所得把握をすることを提言する。一例として、不動産関連の課税に対してマイナンバーを活用することが考えられる。不動産関連の課税には、不動産所得、譲渡所得、固定資産税などがある。これらは確定申告により申告納税する必要があるが、現状申告漏れが生じているケースもあると考えられる。マイナンバーを活用して固定資産情報や

登記情報を地方自治体や法務局から国税当局へ共有することにより、申告漏れを把握することができるようになる。

② 法定調書の拡充

所得把握を向上するためには、どのような情報を入手するのかという点で法定調書の拡充も必要である。フローについては、金融所得とりわけ利子所得の扱いが課題となる。金融所得一体課税の観点からは、利子所得を株式などの譲渡損失と特定口座で相殺するためには、源泉分離課税から申告分離課税に移行することが必要となり、その際には、利子所得も法定調書の対象とする必要がある。

ただし、銀行の既存口座数が約 8 億口あると言われていたことを考慮すると、すべての顧客口座にマイナンバーを付与することは現実的に難しく、利子所得の法定調書の対象への追加については、実務上のコスト対応可能性などを十分に勘案したうえで、政策目的に必要な範囲内で検討することが望ましい。

海外への資金移動の把握については、今年度の税法改正により創設された国外財産調書の提出制度の定着を見守ることとしたい。さらなるストックの資料情報制度の拡充に当たっては、実務負担と拡充の効果を十分議論する必要がある。

5. 効率的な社会を実現するためのマイナンバー制度の民間利用

民間利用の可否や範囲は大きな論点で、これまでに多くの議論や提言がなされているが、民間利用の定義がバラバラで議論が錯綜している。そこで、①マイナンバーとは別に議論されている国民 ID とマイナンバーの関係、②マイナンバー制度の民間利用、③マイナンバーの民間利用について整理する。

①マイナンバーは、マイナンバー法案で利用範囲が法案中に列挙されたものに限るホワイトリスト・アプローチが採用されており、大綱に沿って社会保障、税務、防災など 6 分野での利用が列挙されている。マイナンバーは、特定の利用場面で国民の目に触れる「見える番号」である。一方、国民 ID は、マイナンバーや免許証番号など行政機関の番号や民間で流通している各種番号など、様々な（見える）番号を結びつけ、相互の情報連携を可能にする「見えない番号」である。マイナンバー法案では「符号」と呼ばれており、マイナンバー法案が成立することによってマイナンバーと併せて国民 ID が導入されることになる（本編 図 1 参照）。

②民間が利用し得るマイナンバー制度のインフラには、マイナンバーの他に法人番号、情報提供ネットワークシステム、個人番号カード、マイ・ポータルがあるが、

それぞれの民間利用についての法的扱いが異なっている。ユースケースによっては、マイナンバーを必ずしも使わずに民間利用が実現できることになる（本編 図2 参照）。

マイナンバーの民間利用の整理については、当研究会では利用目的に応じて、①法律上マイナンバーの利用が義務化されるもの（税務利用など）、②法律上、金融機関などの民間事業者に課せられた事務におけるマイナンバーの利用、③営業目的での利用の3つに整理したうえで、①については、当然認められ、②については、利用目的を一つ一つ議論しながら法令によりその利用を認める「ホワイトリスト・アプローチ」をとり、③については、プライバシー上の懸念を理由に慎重な意見もあることから基本的に認めるべきではない、と提言してきた。

②法律上、金融機関などの民間事業者に課せられた事務におけるマイナンバーの利用の具体的ユースケースを列挙したうえで、利用し得るマイナンバー制度のインフラを整理している（本編 図4 参照）。

このほか、国税当局、地方税当局がマイナンバーを活用することで民間事業者の事務効率化に資するユースケースとして、同一内容の提出書類の書面情報の共有や金融所得に関する地方税の納税事務についても提言している。

6. 効果的な政策を実現するためのマイナンバー制度のユースケース

① 金融所得一体課税に係る番号の利用

金融所得一体課税において、利子所得が損益通算の対象となり、銀行と証券会社の間など複数の金融機関の口座間での損益通算が行われる場合には、損益通算のために申告が必要となり、納税者、金融機関、税務当局それぞれにおいて、大量の申告に対応することは大きな事務負担となる。そこで、当研究会では、複数金融機関の口座間で、事実上申告不要で損益通算を行う仕組みとして、「金融所得確認システム」（本編 図7 参照）を提案してきた。本システムは、申告納税制度の在り方や保有する情報の機密性から、税務当局の管轄のもとに設置すべきである。税務当局にとっても、本システムによって、損失繰り越しや還付申告に係る業務が自動化されるため、事務負担の軽減につながるという大きなメリットがある。

② 日本版 ISA から日本版 IRA へ

当研究会では個人型の年金積立金非課税制度である「日本版 IRA」の導入を提案してきた。日本版 IRA は、20 歳以上 65 歳未満の者を全て対象として非課税口座を設け、退職後の生活のために行う投資について一定の限度額の範囲で、「個人単位」で拠出時課税、運用・給付時非課税とするもので、現行の公的年金や企業年金を補完し自助努力での資産形成を支援するものである。

金融庁の平成 25 年度の税制改正要望では日本版 ISA の恒久化が要望され、国家戦略室の成長ファイナンス推進会議の中間報告で確定拠出年金 401k プランの拡充を提言するなど、公的年金制度を補完するあり方について方向性が検討され始めている。いずれにしても、マイナンバー制度対応に加えて、日本版 ISA と日本版 IRA のための新たなシステム投資が重複することは避けるべきである。また、日本版 ISA が恒久化された場合は、本格的な退職後の資産形成に資する制度とするためには、日本版 IRA の提言内容を踏まえて制度設計をさらに進化させていく必要がある。

その運用にあたっては、既存の特定口座の中に、非課税対象の資産や所得を別管理できる勘定を設けることが考えられる。マイナンバーを利用することで、複数の金融機関に口座を分散させた場合にも限度額を正確に管理することが可能となる。また、口座管理にあたってマイナンバーを活用することで、確定拠出年金におけるレコードキーピング会社を設立することなく、国税当局において口座の一括管理・限度額管理が可能となる。

③ 個人積立型非課税制度(日本版 IRA)の拡張

昨今日本において、少子化、晩婚化、高齢化が進む中、現役世代は自分の老後の生活費(年金)や医療費と子どもの教育費の支出が同じ時期に集中してしまうことが想定される。そういった状況を踏まえると、日本版 IRA のような、自助努力による資産形成を支援する制度について、年金に加えて医療や教育といった分野に拡大していくことも考えられる。米国の HSA/HDHP や 529 プラン、英国のチャイルド・トラストファンドとその後継制度ジュニア ISA など、諸外国の事例を参考にしつつ日本における積立型の非課税制度のあり方を検討する価値があるのではないかと。

その際には、医療分野においては公的保険を踏まえた位置づけ(現行の健康保険の適用範囲を前提に保険外診療に備えるため、低額医療について自己負担として積み立てるためなど)や民間保険商品との関係、教育分野においては資金の拠出者や贈与税との関係などの整理をしたうえで、対象者や適格要件、追加拠出や中途引き

出し要件など制度設計を議論する必要がある。ただし、当研究会がこれまで提言してきたように、金融所得一体課税の本旨や執行可能性を踏まえて、制度設計を複雑にしないことを前提にする必要がある。

④ 記入済み申告制度

マイナンバー制度が導入されれば、税務当局が、マイナンバーを活用することで個人の所得情報を効率的・効果的に収集・名寄せすることが可能になるので、当研究会が以前から提言してきた、「記入済み申告」の導入に向けて検討を開始すべきである。先進諸国に広がりつつある記入済み申告は、納税者にとって、申告書作成負担が緩和されるメリットがある。

我が国においては、納税者数を考慮すると、電子申告（来署型対応を含む）を行う年金受給者や給与所得者の一部記入から順次行うことが考えられる。この際、国税と地方税当局の情報共有の仕組みや期限の見直し（法定調書提出期限ないしは確定申告期間）、税制の簡素化といった制度面・システム面の検討も併せて必要になる。また、マイ・ポータル上での確認に同意した納税者に、法定調書の情報をマイ・ポータル上に表示することで、事業者の本人交付義務を不要とし、事業者負担（郵送代、宛先不明対応コストなど）の軽減を図ることも検討に値する。

7. 資産課税についての考え方

フランスやEUにおいて金融取引税の導入が検討され、日本維新の会が資産課税の重視を維新八策に掲げるなど、最近国内外において、資産に対する課税が注目されている。

当研究会は、まずは、幅広い金融商品を対象にした金融所得一体課税の実現が先決であると考えており、資産課税の導入については十分吟味した慎重な検討が必要だと考えている。欧州諸国における資産課税の導入議論には、強い政治的な背景があり、執行可能性の観点からも問題がある。税制は、公平・中立・簡素が原則で、執行できることが大前提であることを改めて指摘したい。

以上

金融所得一体課税と
マイナンバー制度の推進
(本編)

目 次

1	金融所得一体課税の推進	1
2	マイナンバー制度についての考え方.....	3
3	公平な社会を実現するための正確な所得把握と法定調書の拡充.....	5
3.1	税情報の共有による所得把握の向上	5
3.2	法定調書の拡充	6
4	効率的な社会を実現するためのマイナンバー制度の民間利用	8
4.1	マイナンバー制度の民間利用の整理	8
4.2	民間利用のユースケース	13
4.3	税務事務における利用	15
5	効果的な政策を実現するためのマイナンバー制度のユースケース	19
5.1	金融所得一体課税に係る番号の利用	19
5.2	日本版 ISA から日本版 IRA へ	21
5.3	個人積立型非課税制度の拡張	26
5.4	記入済み申告制度.....	27
6	資産課税についての考え方.....	29
	(補論) 資産課税について	30
	(1) 資産課税とは.....	30
	(2) 富裕税、貯蓄税	30
	(3) 金融取引税	32
7	金融税制・番号制度研究会 メンバー	33
8	研究会の開催内容.....	34
9	引用・転載について	35

1 金融所得一体課税の推進

金融所得一体課税は、金融資産から生じる所得（以下「金融所得」という）を勤労所得と分離して、その中で損益通算を行い、同一の税率で分離課税するというもので、世界の税制の潮流ともいえる二元的所得税の考え方を背景としたものである。

金融所得一体課税が実現することによって、国民が投資に対してリスクテイクしやすい環境が整うとともに、国民の貯蓄・投資を促進し、限られた金融資産を活用することを通じた経済成長に資するとして、当研究会は設立当初から金融所得一体課税の実現と具体的な実現方法を提言してきた。

この間、2009年から上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算が可能となり、金融所得一体課税の実現に向けた一步を踏み出したが、経済への配慮もあり上場株式等の譲渡益と配当等については10%の軽減税率が適用されることになり、進展してこなかった。

しかし、2013年末に軽減税率の期限が終了し、2014年1月には本則税率の20%に戻すことが平成23年度税制改正大綱に明記され、また金融庁の平成25年度税制改正要望で公社債などに対する課税方式の変更と損益通算範囲の拡大が掲げられるなど、金融所得一体課税の議論ができる状況になってきた。今こそ金融所得一体課税の実現に向けて踏み出すチャンスである。

そのための残された課題について、これまでの検討内容を踏まえて改めて提言する。

第一に、「金融所得」の範囲を法律で明確にする必要がある。所得税法中に「金融所得」という中間概念を設け、所得ごとあるいは商品ごとに法定していくことが考えられる。

この範囲には、国民が広く資産形成のために利用している金融商品を含めるべきである。とりわけ、銀行預金、公社債、公社債投資信託や外貨建て金融商品など、利子所得を原則申告分離課税に変更したうえで一体化の範囲に含めることが当面の課題となる。

第二に、金融所得から控除を認める経費・損失を具体化し、法定することである。金融商品の取得や譲渡に直接の関連をもち、所得を得るにあたって必要な経費については経費性を認めるべきである。また、金融商品の取得や譲渡によって生じる損失、さらにはデフォルトによる損失やペイオフによる損失などについても控除を認めるべきである。

第三に、金融所得について課税方式を申告分離課税、本則 20%に揃えること、そして金融所得間の損益通算・損失繰り越しを可能な限り長く認めることである。

いずれにしても大切なことは、これら金融所得一体化に向けての工程表を明らかにすることである。

利子所得が損益通算の対象となり、銀行と証券会社間など複数の金融機関の口座間での損益通算が行われる場合に必要となる申告について、簡素な申告制度も必要になると考えられる。マイナンバーと現行の源泉徴収口座を活用した具体的な仕組み（金融所得確認システム）については、第 5.1 節で述べる。

最後に、金融所得については総合課税にするべきだという意見があるが、資本の海外流出を防ぎ、簡素で分かりやすく、投資者の商品選択に対して中立な税制といった観点から、分離・一体課税が望ましいことを改めて確認したい。なお、配当の二重課税の問題（さらには法人留保所得と株式譲渡益の二重課税）があるが、法人実効税率の問題と合わせて今後の議論が望まれる。

2 マイナンバー制度についての考え方

国民一人ひとりに番号を付与することで、社会保障をこれまで以上にきめ細やかに、かつ的確に行うことを目指す社会保障・税に関わる番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」（以下、「マイナンバー制度」という）については、政府における議論、決定を踏まえて検討が進められてきた。

2010年10月に、政府・与党社会保障改革検討本部及び、そのもとに「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が設置され、副大臣級の実務的な検討が進められ、2011年1月には「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、同年6月30日に「社会保障・税番号大綱」（以下、「大綱」という）が、政府・与党社会保障改革検討本部において決定された。そして、本年2月14日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（以下「マイナンバー法案」という）が閣議決定された。（同法案は、衆議院内閣委員会において継続審議中）。

マイナンバー制度の導入スケジュールについては、今後のマイナンバー法案の成立時期によるものの、現時点では2014年10月にマイナンバーを交付、2015年1月以降、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲でマイナンバーの利用を開始する予定である。さらに、利用範囲の拡大を含めたマイナンバー法の見直しを行うことについては、マイナンバー法施行後5年を目途に引き続き検討するとされている。

番号制度については、過去に何度も検討されながら導入が見送られてきた経緯を踏まえると、法案が国会に提出され、導入に向けたスケジュールが具体化されたことは大きな前進である。

当研究会は、マイナンバー制度は、「公平な社会」、「効率的な行政」さらには「効果的な政策」の3つを実現するために不可欠なインフラであると考えている。マイナンバー制度を活用して、より正確に所得を把握し、その上に真に手を差し伸べる必要のある人に的確な社会保障給付を行うことは、国家運営の大前提であり、「公平な社会」の基礎となる。また、税務や社会保障分野において「効率的」・「効果的」な行政を実現するためには、マイナンバー制度を活用することが不可欠である。

マイナンバー制度の導入には、相当のコストが民間にも行政にも生じる。そこで、マイナンバー制度を導入する以上、民間や行政に生じるメリットは、そのコストを超えるものでなければならない。そのためには、利用者の利便性が高まる「効率的」な

番号の利用や、「効果的」な政策の実現を進めていくことが必要である。こうした観点から、今般のマイナンバー法案について、更に検討を要する課題として、

- ① 公平な社会を実現するための正確な所得の把握と法定調書の拡充（3章）
- ② 効率的な社会を実現するためのマイナンバー制度の民間利用（4章）
- ③ 効果的な政策を実現するためのマイナンバー制度のユースケース（5章）

が考えられる。以下では、マイナンバー制度を更に推進するために、これらの課題についての提言を行う。

2012年11月16日に衆議院が解散され、マイナンバー法案は廃案となった。マイナンバー制度の重要性に鑑みると、次期通常国会での法案の提出、成立を期待したい。

3 公平な社会を実現するための正確な所得把握と法定調書の拡充

マイナンバー制度は、社会保障と税の一体改革の実現に欠かせないインフラとして検討が始められ、より公平な社会保障制度の基盤になることが目指されている。

3.1 税情報の共有による所得把握の向上

「公平な社会」を実現するためには、より正確な所得の把握が必要であり、マイナンバー制度の導入によって、法定調書の名寄せ・突合の精度が向上し、それによって、より正確な所得の把握に向けての一定の効果が期待される。

税務行政の分野で番号を導入することにより、効率的な名寄せにつながるとともに、納税者のタックス・コンプライアンスの向上にもつながる。

また、国税当局内部、地方税当局内部での名寄せ・突合に加えて、国税当局と地方税当局間で納税者の情報を共有することにマイナンバーを活用すれば、より効率的で公平な社会の実現に寄与することが出来る。

現在 500 万円以下の給与所得者情報や固定資産情報などの納税情報は、税務署において把握をしていない。賦課課税のために詳細な税情報を把握している地方税当局の情報が地方税当局間や国税当局と効率的に共有されることになれば、国税当局はより正確な納税者の所得情報を把握することができるようになる。マイナンバー制度の導入によって所得把握の精度が向上し、より公平な社会保障制度が実現することへの国民の期待が高まっていることを踏まえても、国税当局と地方税当局や地方税当局間の税情報の共有はマイナンバー法案でも認められているところであり、これまで以上に進めるべきである。

例えば、不動産関連の課税に対してマイナンバーを活用することが考えられる。不動産関連の課税には、不動産所得（所得税）、譲渡所得（所得税）、固定資産税（地方税）などがある。不動産所得や譲渡所得は、確定申告により申告納税する必要があるが、申告漏れが生じているケースもあると考えられる。

そこで、マイナンバーを活用して固定資産税情報や登記情報を地方自治体や法務局から国税当局へ共有することにより、申告漏れの把握を行うことができるようになる。具体的には、固定資産課税台帳（土地・家屋名寄帳）の住宅・非住宅の用途情報、登記簿の土地・家屋の所有者の異動情報、納税者の住所、決算書・収支内訳書の情報などをマイナンバーにより突合、必要な照会を行うことによって、これま

で以上に効率的に申告漏れを把握できるようになると考えられる。

また、こうした税情報の共有と併せて行われる事務の合理化に加えて、将来的には、国税地方税問わず一括で税を徴収し、名寄せ・突合の後、地方税部分を各自治体に分配することも可能となると考える。(国税地方税の徴収一元化)

いずれにしても、上述した仕組みを有効に機能させるためには、既存の仕組みをできるだけ有効に活用することが望まれる。そのためには、複数の地方自治体への税務手続きのワンストップ化のために地方自治体間の振り分けや国税連携機能を持つ eLTAX の一層の活用をはかることが必要となる。今後とも各地方公共団体に eLTAX が普及していくことが求められる。

3.2 法定調書の拡充

所得把握を向上するためには、どのような情報を入手するのかという点で法定調書の拡充も必要となる。

諸外国の資金のフローやストックに関する資料情報制度を見ると、フローについては、利子所得の取扱いに違いが見られる。とりわけ特徴的なのは、我が国では利子所得が源泉分離課税となっており、法定調書の対象となっていないことである。今後、最低保障年金の導入や消費税率引上げ時の逆進性対策などの低所得者対策を実施する際には、一定の所得以下を対象とするためのインカムテストが必要となると考えられ、その際には、金融所得も合算する必要が出てくる。

また、金融所得一体課税において、利子所得を株式などの譲渡損失と特定口座で相殺するためには、源泉分離課税から申告分離課税に移行することが必要となり、その際には、利子所得も法定調書の対象とする必要がある。

ただし、利子所得を法定調書の対象とした場合、マイナンバー法案の成立後は、金融機関において預金口座へのマイナンバーの登録を行う必要があるが、例えば、銀行の既存口座数が約 8 億口あると言われていたことを考慮すると、すべての顧客口座にマイナンバーを付与することは現実的に難しいといった事情がある。したがって、利子所得の法定調書の対象への追加については、実務上のコスト対応可能性などを十分に勘案したうえで、実現を目指す政策目的に必要な範囲内で検討されることが望ましい。

次に、近年ではスイスやリヒテンシュタインなどの海外タックスヘイブンへの金融資産の逃避事例が相次いでいる。海外への資金移動をどう把握するかということ

は大きな課題である。

こういった背景を鑑み、海外資産の取扱いについては、法定調書の充実を検討する必要があることを昨年の報告書で提案したが、今年度の税法改正により、国外財産調書の提出制度が創設され、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する納税者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされた。まずは、この制度の定着を見守ることとしたい。

制度化された国外財産調書に加えてストックの資料情報制度を拡充する場合には、情報収集の目的・必要性を検討し、実務負担と拡充の効果を考慮したうえで決定することが必要となる。なお、その際、金融資産のストック情報については、諸外国では、納税者による海外資産の申告や、税務当局の求めに応じて口座開設情報の提出を義務付けている国は多く見られるが、金融資産の残高について法定調書の対象としている国は、純資産残高に対する課税制度を持つオランダを除き、見られないことに留意する必要がある。

4 効率的な社会を実現するためのマイナンバー制度の民間利用

マイナンバー制度の導入コストがどの程度か、また、官民でどのようにコストを分担するのか明らかではない。マイナンバーの社会保障・税分野での利用は、いわゆる「民（国民）－民（法令などで定められた事業者など）－官」（以下、「民－民－官」という）でマイナンバーを流通させての利用になることから、民間事業者にはシステム改修や事務対応に相当のコスト負担が求められることとなる。

民間においても相当のコストをかけてマイナンバー制度が導入されることを考えると、官民の協力を得てマイナンバー制度を機能させていくうえでも、コストに見合うメリットが民間にも及ぶことが必要である。民間事業者によるマイナンバー制度の利用、いわゆる「民間利用」については、こうした観点から具体的にかつタイムリーに検討を進めていく必要がある。

マイナンバーの利用範囲については、当面は主に社会保障分野と税分野における利用を開始し、施行後5年を目途に、利用範囲の拡大を含めたマイナンバー法の見直しを行うことを検討するとされている。しかし、民間利用という言葉の定義も一様ではなく、そのユースケースは、以下に整理するように幅がある。どのような民間利用ならば認められるのか、今から具体的に検討を開始し、可能なものから早期に実現を目指すべきと考える。

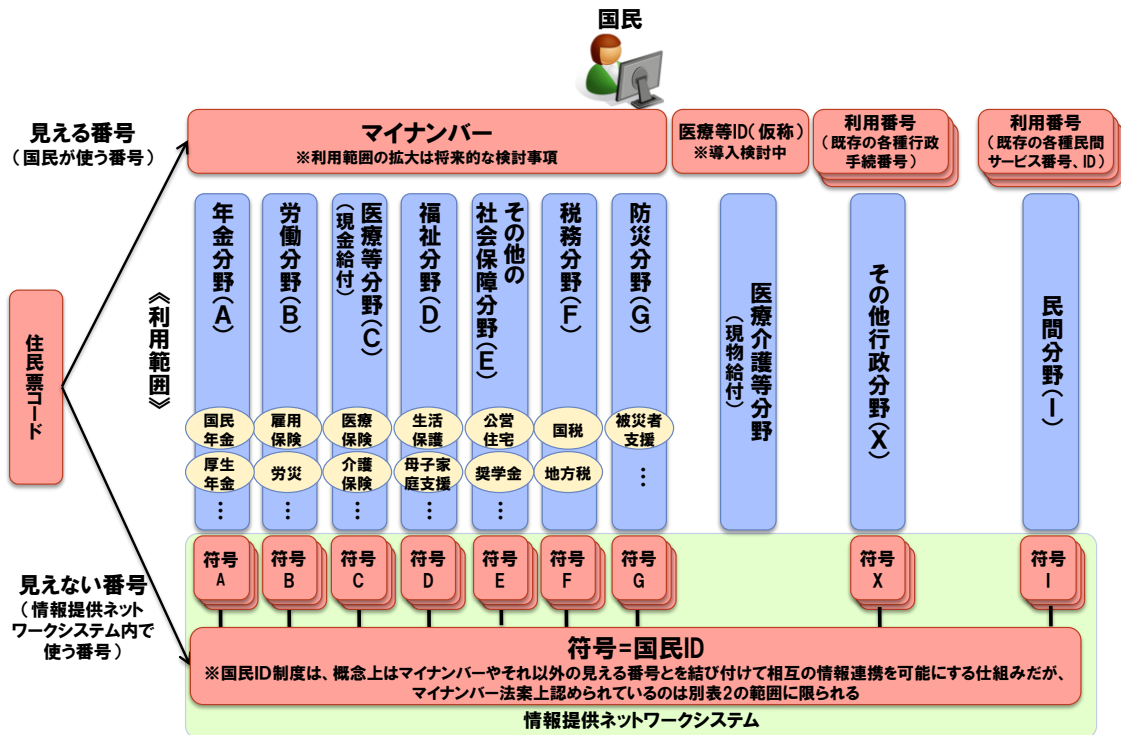
4.1 マイナンバー制度の民間利用の整理

民間利用の可否や範囲はマイナンバー制度の大きな論点の一つであり、これまでに多くの議論や提言がなされてきた。しかし、マイナンバー制度の中で利用し得るインフラはマイナンバーの他にも法人番号、情報提供ネットワークシステム、個人番号カード、マイ・ポータルと複数あることや、内閣官房 IT 担当室では「国民 ID 制度」がマイナンバー制度とは別に議論されていることなどから、民間利用の議論が錯綜している印象がある。

そこで、民間利用のユースケースを提言する前に、(1)マイナンバーと国民 ID の関係、(2)マイナンバー制度の民間利用の定義、(3)マイナンバーの民間利用を整理したい。

まず(1)について、図 1 はマイナンバーと国民 ID、その他行政や民間で利用されている既存の番号の関係を図示したものである。

図 1 マイナンバーと国民 ID との関係



注：符号は、各分野の情報保有機関別に発行されると想定（例：労働分野はハローワーク、労働基準監督署など）。ただし、地方自治体については自治体毎に発行されると想定される

（出典：内閣官房 IT 担当室発表資料及び各種政府公表資料に基づいて作成）

マイナンバーは、利用範囲が一定の分野に制限されている。マイナンバー法案で利用範囲が法案中に列挙されたものに限定されるホワイトリスト・アプローチが採られており、大綱に沿って主に社会保障（年金・労働・医療（現金給付）、福祉）、税務、防災の6分野での利用が列挙されている。この他、利用事務が列挙されているマイナンバー法案別表を子細に見ると、住宅や教育分野での利用も一部盛り込まれている。マイナンバーは、行政機関や金融機関の窓口で提出書類に記入するなど、民－民－官で使うことが想定されていることから、特定の利用場面で国民の目に触れることになる「見える番号」である。

ただし、マイナンバーは法律で利用が認められた事務を行う機関（情報保有機関）の内部で、その事務に必要な範囲での名寄せ・突合に使われる。情報保有機関同士でマイナンバー付きの情報照会や情報交換を行うことは、後述する「符号」（国民

ID) を連携キーとして用いる情報提供ネットワークシステムを介して行う場合など、法律で認められた範囲及び方法に限って可能となる。

一方、「国民 ID 制度」において国民を一意に特定する識別子として、国民 ID の議論がなされている。国民 ID 制度は「府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の基盤」とされており、概念的には官民サービスに汎用可能とされる。国民 ID 制度は、一定の利用範囲内での利用が想定されているマイナンバーや免許証番号や民間で流通している各種番号など、様々な（見える）番号を結びつけて必要な時に相互の情報連携を可能にする仕組みである。国民 ID は、情報提供ネットワークシステムの中でこうした番号同士を紐づけるためだけに使われるため、国民や行政機関の担当者が直接使うものではなく、通常目には「見えない番号」である。

マイナンバー法案中では「符号」と呼ばれており、マイナンバー法案が成立することによってマイナンバーと併せて導入されることになる。つまり、マイナンバー法はマイナンバーだけでなく、国民 ID 制度の基盤となるような仕組みの導入についても規定している。

ただし、マイナンバー法案上、国民 ID の利用が認められているのは別表 2 の範囲に限られているため、行政全般や官民サービスに利用するには、マイナンバー法案の修正あるいはマイナンバー法の改正が必要になる。

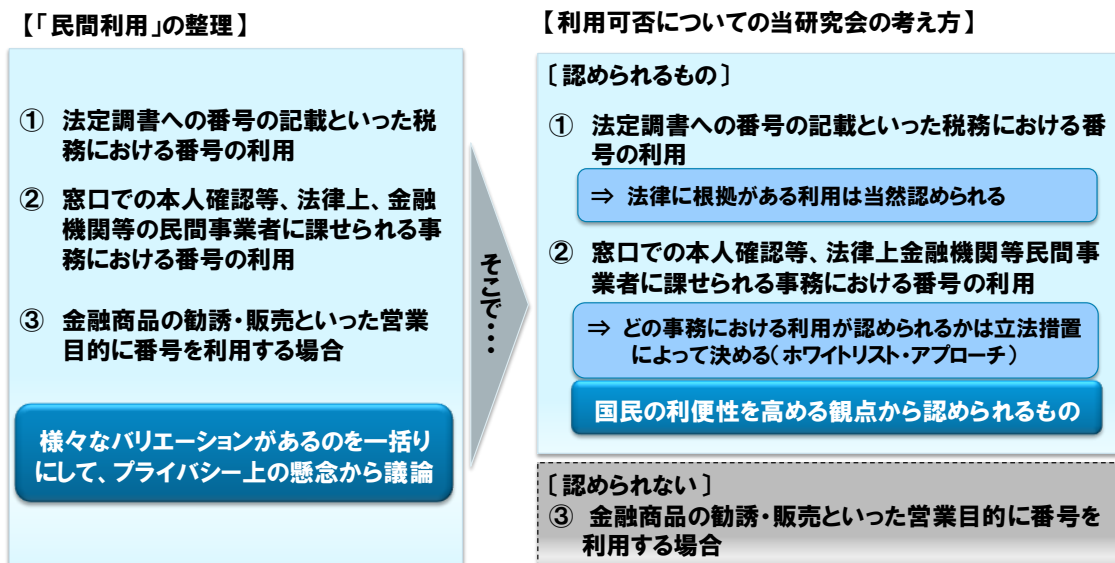
次に(2)マイナンバー制度の民間利用について整理する（図 2）。マイナンバー制度の中で民間が利用し得るインフラは、マイナンバー、法人番号、情報提供ネットワークシステム、個人番号カード、マイ・ポータルがある。それぞれ用途が異なるが、民間利用が法的に認められるかどうかについても状況が異なっている。つまり、ユースケースによっては、必ずしもマイナンバーを使わずに実現できる民間利用があることになる。

図 2 マイナンバー制度のインフラと民間利用の可否

インフラ		用途	民間利用の可能性
マイナンバー		名寄せ・突合	認められない (マイナンバー法改正が必要)
法人番号		名寄せ・突合	法的制約なし
情報提供ネットワークシステム		情報保有機関等からの 情報入手	認められない (マイナンバー法改正が必要)
個人 番号 カード	券面 (基本4情報、顔写真、 マイナンバー)	対面での本人確認	法的制約なし
	公的個人認証サービス (証明用電子証明書)	非対面での本人確認	公的個人認証法の改正により 民間開放される
	公的個人認証サービス (署名用電子証明書)	電子申請時の署名	公的個人認証法の改正により 民間開放される
		基本4情報の確認	公的個人認証法の改正による 民間開放で可能になる
マイ・ポータル		自己情報の入手、自己情報の 提供、お知らせ・通知確認	法的制約なし

(3)マイナンバーの民間利用の整理については、当研究会では利用目的に応じて、①法律上マイナンバーの利用が義務化されるもの（税務利用など）、②法律上、金融機関などの民間事業者に課せられた事務におけるマイナンバーの利用、③営業目的での利用の3つに整理したうえで、①については、当然認められ、②については、利用目的を一つ一つ議論しながら法令によりその利用を認める「ホワイトリスト・アプローチ」をとり、③については、プライバシー上の懸念を理由に慎重な意見もあることから基本的に認めるべきではない、と提言してきた（図 3）。

図 3 マイナンバーの民間利用の整理と当研究会の考え方



(出典：金融税制・番号制度研究会作成)

4.2 民間利用のユースケース

当研究会では、図 3 ②の具体的ユースケースとして、金融機関に当然に認められるべきとして以下のユースケースを提言してきた。これらのユースケースを図 2 で示したマイナンバー制度のインフラとの関係を踏まえて再整理すると、以下の通りとなる。

図 4 当研究会が提言してきた民間利用のユースケースと実現手段

ユースケース (法律上金融機関に課せられる事務における利用)	実現手段 (マイナンバー制度のインフラ)
犯罪収益移転防止法における金融機関における対面やオンラインによる口座開設時の本人確認において利用を認める	個人番号カード (券面、公的個人認証サービス (証明用電子証明書))
金融商品取引法の適合性原則上、投資家保護の観点から、金融機関が顧客の知識・経験・財産状況・投資目的等に適合した形での商品を販売するために、また、金融機関の破綻時の名寄せをするために、金融機関内での顧客情報の名寄せに活用する	マイナンバー (マイナンバー法案の修正・ マイナンバー法の改正が必要)
不正取引防止のための顧客口座の管理に活用する	マイナンバー (マイナンバー法案の修正・ マイナンバー法の改正が必要)
金融機関から顧客に送付する法定書類等の重要書類が不届きの場合等に、金融機関が最新の住所情報の照会を行う	①情報提供ネットワークシステム (バックオフィス連携) ②個人番号カード (公的個人認証サービス(署名用 電子証明書)) ③マイ・ポータル
顧客に対する税務上の各種書類の発行・交付を軽減するために、税務当局を通じてマイ・ポータルに提供された情報を顧客が閲覧することで代替する	マイ・ポータル

上記ユースケースのうち、住所情報の取得・確認について改めて言及したい。金融機関には投資者・預金者保護の観点から法定書類等の郵送が義務付けられている。このような重要書類を投資者・預金者の手許に確実に到達させるため、郵送物が不届きの場合にはマイナンバー制度で登録された最新の住所情報の取得を認めることが望ましい。また、投資者利便などの観点から、個人のマイ・ポータルに金融機関が法定書類などを配信する扱いについても検討することが考えられる。

マイナンバー制度を利用して住所情報を取得・確認するには、当研究会では、図 3 ②の具体的ユースケースとして、金融機関に認められるべきとして以下のユースケースを提言してきた。これらのユースケースを図 2 で示したマイナンバー制度のインフラとの関係を踏まえて再整理すると、以下の通りとなる。

図 4 に示す通り複数の実現手段があるが、其々メリット・デメリットがあるため一概にどの手段が望ましいとは言い難い。

①情報提供ネットワークシステムを通じた住所情報の入手は、本人から事前に同意を得た上で、本人を直接介さずに民間事業者が情報提供ネットワークを通じて情報保有機関などに住所情報の提供を依頼するもので、住民基本台帳に登録された最新の住所情報が得られるメリットがある反面、情報提供ネットワークシステムに接続するためのセキュリティ対応のコストがかかることになる。また、マイナンバー法案の修正かマイナンバー法の改正が必要であるため実現するまでに時間を要する可能性がある。

②個人番号カードを活用した住所情報の入手は、カードに搭載される署名用電子証明書に記載されている基本 4 情報を読み取ることで住所情報を入手するもので、公的個人認証法の改正により民間開放が想定されているため、実現可能性が比較的高いと思われる。一方、電子証明書の有効期限は 5 年間とされるため、必ずしも最新の住所情報ではない。

③マイ・ポータルを活用する方法は、住所情報を入手することなく本人に情報を届けるもので、変わりうる住所と異なり確実に本人に届くメリットがある。一方、郵便と異なり本人以外に届いた事実を確認することができないため、本人が確認しない限り、家族や代理人が代行することが難しく、状況によっては支障が生じるおそれがある。

いずれにしても、郵送を義務付けている個別法の改正が併せて必要となる。

4.3 税務事務における利用

国税や地方税事務においても、マイナンバーの活用は有効である。これはマイナンバーの民間利用ではなく、税務当局内の活用と関連税法の改正の問題であるが、民間事業者の効率化に関連する内容のため、マイナンバー制度の導入を契機に併せて検討すべきユースケースとして提言したい。

まず、現在、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人などの支店や事業所数は相当数存在し、国税と地方税の徴収において、民間の大きな事務負担となっている。そこで、源泉徴収票と給与支払報告書など、同一の内容が記載された書面の情報は、国税当局における税情報と地方税当局における税情報をマイナンバーで電子的に名寄せ突合して共有することで、一方へ情報を提出すれば他方への情報提出を不要にするなど、民間事業者の事務負担の軽減を図るようになるべきである。

次に、金融所得に関する地方税の納税事務に活用することが考えられる。金融所得に関する都道府県税には、配当割、株式譲渡所得割、利子割がある。このうち、配当割、株式譲渡所得割については、その納付方法が配当又は譲渡益を受ける個人の住所所在地の都道府県に納付することとなっている。一方で、利子割については、利子を支払う金融機関の所在する都道府県に納付することとなっている。

このように金融所得によって、納付先に違いが出てくるばかりでなく、配当割、株式譲渡所得割については、受益者個人の所在地ごとに納付先を仕分けしなければならず、事務的な手間が発生している。

したがって、例えば、受益者個人の所在地に関係なく一つの機関に一元的に納税し、マイナンバーを活用して個人の税情報の名寄せ突合を行い、整理された税を各道府県に分配していく仕組みを構築していく必要がある。(図 5)。なお、マイナンバーの登録がない場合は、金融機関に登録された顧客の住宅地に基づき分配を行うことなどが考えられる。こうした仕組みを有効に機能させるためには、繰り返しになるが、eLTAX など既存の仕組みの活用をあわせ行う必要がある。

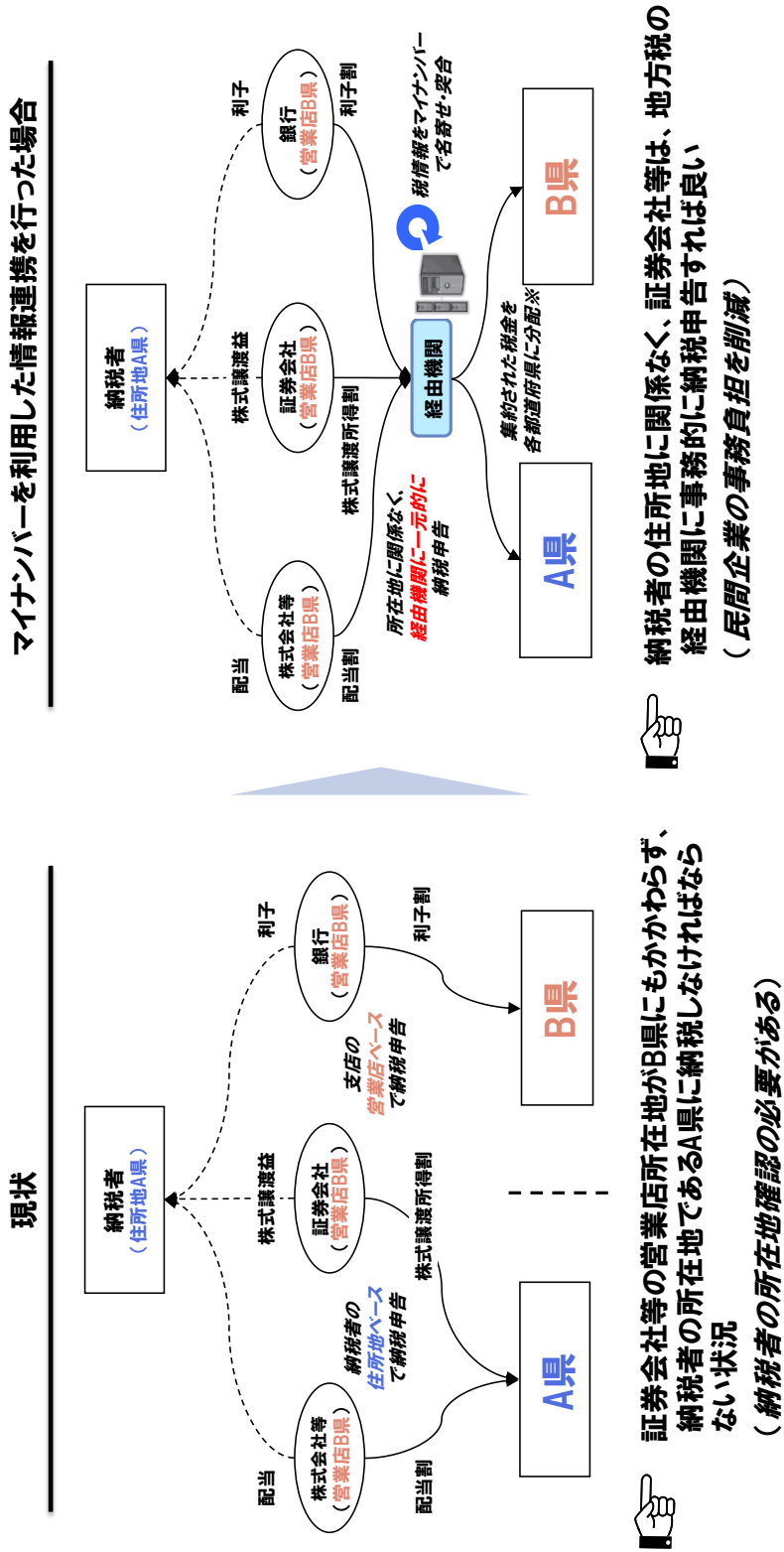
さらに、先述の利子割については、個人だけでなく、法人にも納付義務がある。一方で、法人税割は法人税額を課税標準として算定される法人住民税の一部であり、具体的には、法人税額を事業所ごとに、分割基準に基づき按分して、住民税率を乗じて算定される。

法人税の中で利子も課税対象となっているため、法人税割に加えて、法人が受け

取る利子に対して、更に利子割を課すことは、二重課税になることから、法人に対して課された利子割は、法人税割の申告のときに控除され、控除しきれない部分は還付される。

法人の利子割から法人税割を控除しきれなかった分は、本社所在地の都道府県から本社に一括で還付される。その際に、現在は、各支社が所在する都道府県に提供されている税情報を、紙ベースで本社所在地の都道府県に集約し、手作業で照合していることから、こうしたやり取りについても、一つの機関に事務的に申告し、法人番号の活用により名寄せ・突合を通じて、これを効率的に照合することができるようにする必要がある。(図 6)。

図 5 地方税の納税事務の効率化のイメージ



(出典：金融税制・番号制度研究会作成)

5 効果的な政策を実現するためのマイナンバー制度のユースケース

マイナンバー制度を導入することにより、国民視点に立ったさまざまな、新たな社会保障政策や租税政策を導入することが可能になる。具体的には、金融所得一体課税、自助努力による老後の生活設計のための蓄えを行うことを税制で支援する日本版 IRA の導入やその医療、教育への拡張、記入済み申告制度など、納税者の立場に立った4つの「効果的」な政策を提言する。

5.1 金融所得一体課税に係る番号の利用

第1章で述べたように、金融所得一体課税が実現することによって、国民が投資に対してリスクテイクしやすい環境が整うとともに、国民の貯蓄・投資を促進し、限られた金融資産を活用することを通じた経済成長に資するとして、当研究会は設立当初から金融所得一体課税の実現と具体的な実現方法を提言してきた。

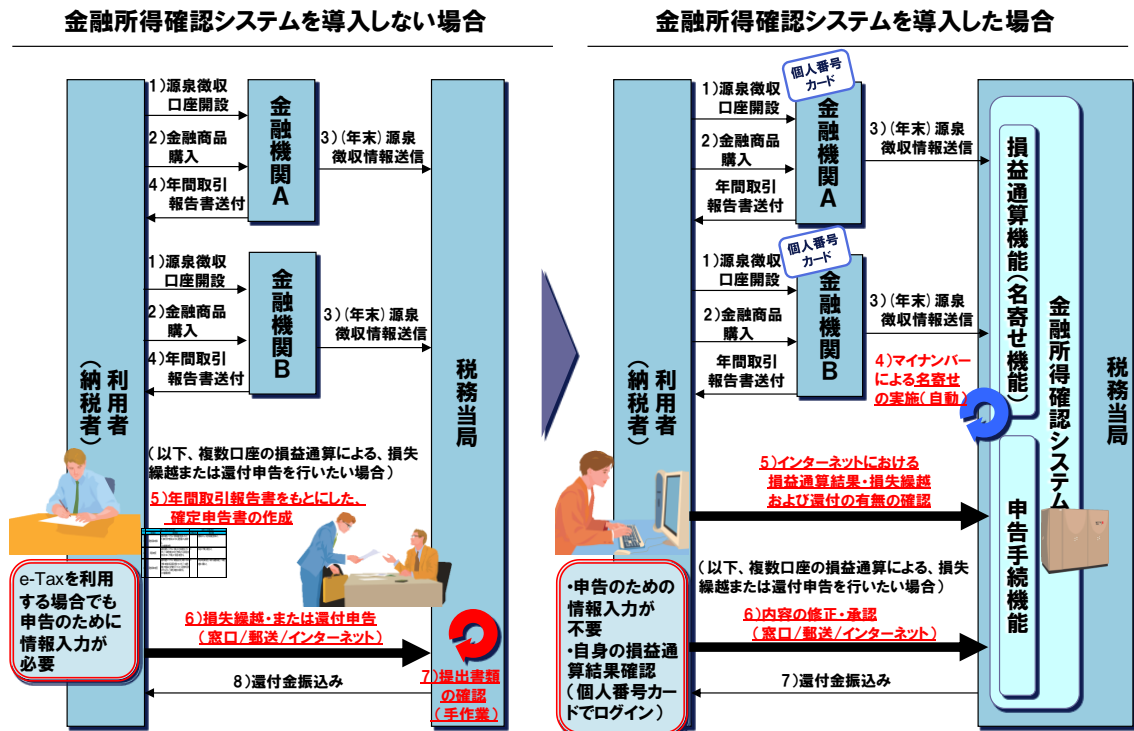
金融所得一体課税において、利子所得が損益通算の対象となり、銀行と証券会社の間など複数の金融機関の口座間での損益通算が行われる場合には、複数口座間の損益通算のために申告が必要となるが、納税者、金融機関、税務当局それぞれにおいて、大量の申告に対応することは大きな事務負担となる。そこで、現行の特定口座を活用した簡素な申告制度が必要である。

当研究会では、複数金融機関の口座間で、特定口座（源泉徴収口座）を利用することで事実上申告不要で損益通算を行うための仕組みとして、「金融所得確認システム」を提案してきた（図7）。本システムは、①各金融機関が提出した資料情報を元に、税務当局が名寄せし損益通算を自動的に行う機能、②損益通算結果を納税者がインターネット上で確認し、事実上申告不要で済む機能、からなる。

このシステムは、特定口座（源泉徴収口座）制度の中で創設することが現実的で、特定口座に登録されるマイナンバーを利用することにより、口座間の名寄せが確実且つ効率的に実施できる。また、インターネット上で自身の損益通算結果を確認する場合、本システムにログインする際は、マイナンバー法案において示された個人番号カードを利用することができると思う。

また、本システムは、申告納税制度の在り方や保有する情報の機密性から、税務当局の管轄のもとに設置すべきである。税務当局にとっても、本システムによって損失繰越や還付申告に係る業務が自動化されるため、事務負担の軽減につながるという大きなメリットがある。

図 7 金融所得確認システムのイメージ



【凡例】 下線：金融所得確認システムの導入前後で大きく変化する部分

(出典：金融税制・番号制度研究会作成)

5.2 日本版 ISA から日本版 IRA へ

現在の証券優遇税制は 2013 年末に廃止され、2014 年に税率を本則（20%）に戻すとともに、その際に激変緩和措置として日本版 ISA を導入するとされている。日本版 ISA は、資産形成を支援する目的ではあるが、暫定的な措置（非課税口座開設は制度導入時から 3 年）という位置付けである。退職後の資産形成の必要性や日本版 ISA の金融機関の対応コストなどを考えた場合、本格的に資産形成を促進する制度として、当研究会では個人型の年金積立金非課税制度である「日本版 IRA」の導入を提案してきた（表 1、表 2）。

日本版 IRA は、20 歳以上 65 歳未満の者を全て対象として非課税口座を設け、退職後の生活のために行う投資について一定の限度額の範囲で、「個人単位」で拠出時課税、運用・給付時非課税とするもので、現行の公的年金や企業年金を補完し自助努力での資産形成を支援するものである。

日本版 IRA の必要性は、(1)年金制度のあり方論、(2)財政資金の使い方、(3)経済活性化対策の 3 つの視点から考えることができる。

まず、年金制度のあり方論としては、2012 年 2 月の AIJ 投資顧問による年金消失問題をきっかけに企業年金の在り方についての議論が行われ、例えば、厚生労働省の有識者会議の報告書では日本版 IRA を検討する必要性が指摘されるなど、日本版 IRA のような自助努力による公的年金の補完について関心が高まっている。

加えて、国家公務員の共済年金と厚生年金の一元化の議論もある。現在、公務員などが加入している共済年金は、2015 年 10 月に廃止し、公務員も厚生年金に加入することになる。その際には、いわゆる三階部分の年金部分についても検討が必要である。

さらに、賦課方式による世代間の不公平を緩和する必要性が高まっており、自助努力を重視する積立て方式を広げていくことは重要な課題であろう。

第二に、財政資金の使い方としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえれば、これ以上の公的年金をはじめとする社会保障費への歯止めなき財政支出・国民負担増は難しい状況にある。社会保障・税一体改革・消費税引き上げの議論では、年金の効率化を進め、消費税率引き上げ分が財政再建に回る部分をできるだけ多くする必要がある。そこで、限られた公費を有効に活用する観点からは、日本版 IRA などの私的年金制度を充実させることで公費負担を軽減する必要がある。

第三に、経済活性化対策としては、我が国の約 1500 兆円の個人金融資産を経済

活性化に活用することが重要である。日本版 IRA と金融所得一体課税を組み合わせることにより、資本市場を活性化できれば経済活性化にも役立つ。

このような 3 つの理由から、今後の老後の備えとして、公的年金を補完するものとして、日本版 IRA のような私的年金制度の拡充を行うことで自助努力を支援していくことはきわめて重要となる。

金融庁の平成 25 年度の税制改正要望では、「幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から」、日本版 ISA の恒久化が要望されている。また、国家戦略室の成長ファイナンス推進会議が 2012 年 5 月に公表した中間報告の中では、確定拠出年金 401k プランを拡充することについて提言が出されるなど、公的年金制度を補完する年金制度について、いくつかの方向性が検討されている状況にある。

しかし、401k プランの拡充は、入口、出口が非課税であるという寛大な税制優遇が所得税の課税ベースを狭くするという問題があり、商品設計に様々な制約が加えられている。また、加入者が制限されるなど公平性の観点からも大きな問題がある。一方、日本版 ISA については、投資者の裾野拡大に主眼が置かれていることから、対象年齢や中途引き出し制限がない代わりに元本自体を増やすことができない、商品設計が限られているなど、恒久化されたとしても本格的な退職後の資産形成には必ずしも合致しないという問題がある。

いずれにしても、マイナンバー制度対応に加えて、日本版 ISA と日本版 IRA のための新たなシステム投資が重複することは社会的コストが増大するため避けるべきである。恒久化された場合は日本版 ISA のあり方について今後制度設計をさらに検討していく必要があるのではないか。

日本版 IRA の運用に当たっては、金融機関に専用の非課税口座を整備する必要があるが、金融機関のシステム投資に伴う社会的コストを考慮すると、幅広い金融商品から生じる金融所得を受け入れる仕組みとして機能している既存の特定口座の中に、非課税対象の資産や所得を別管理できる勘定を設けることが考えられる。但し、源泉徴収口座を保有していない金融機関や、取引単位ではなく口座単位で区分して管理するシステムを採用している証券会社等の場合は、逆に、システム開発投資が大きくなってしまう場合がある。そのため別途、独自の非課税口座を開設する等の対応方法の議論が必要である。複数の金融機関に口座を分散させた場合、金融機関

を跨いで限度額管理を行う必要がでてくるが、国民一人ひとりに重複なく付与されたマイナンバーを利用することで、限度額を正確に管理することが可能となる。

また、口座管理に当たっては、マイナンバーを活用することで、個人の口座管理や限度額管理を効率的に行うことが可能となるので、確定拠出年金におけるレコードキーピング会社を設立することなく、国税当局において口座の一括管理・限度額管理が可能となる。そうなれば、各金融機関は利用者への口座開設を促すため、日本版 IRA の運用のための商品として、自前の金融商品を幅広く用意することとなる。また利用者も自分のニーズに即した金融商品の選択が可能となることや、経費節減分運用利回りの向上が期待できるメリットもある。このように双方の利便性が高まることとなる。

表 1 日本版 IRA の概要

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> • 国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援。 • 個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 • 企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応。 • 国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している 3 階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 国内に住所を有する個人で、年齢が 20 歳以上 65 歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。
運用方法・ 運用対象商品	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関に専用の口座を開設。 • 金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> • 5 年以上の管理・運用を行ったうえで、60 歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 • 上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前 5 年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（ただし、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く）。
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> • 拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型（T は課税、E は非課税）。 • 個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> • 年間 120 万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。
制度導入時期	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2014 年以降を目標。
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の 3 階部分の個人単位の年金制度と新制度との関係整理。 • 現行の 3 階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的且つ現実的な工程表の作成。 • 年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組み等、現行制度からの資産移行を円滑に進める方法の検討。 • 当該制度の所管省庁の決定。 • 拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

表 2 日本版 ISA と日本版 IRA の比較表

項目	日本版 ISA	日本版 IRA
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「貯蓄から投資への」流れを促進する方策の一つとして、小口投資家層に投資のインセンティブを付与することで投資家の裾野を拡大することを目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援することを目的とする。 ・個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消 ・企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応 ・国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置
運用方法・運用対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に専用の口座を開設 ・本措置の施行の日から3年以内の各年において1年につき1口座に限って非課税口座を開設可能 ・上場株式、公募株式投資信託等 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に専用の口座を開設 ・複数の非課税口座を開設可能 ・金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型（T は課税、E は非課税）</u> ・非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対して非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型（T は課税、E は非課税）</u> ・非課税口座に拠出した金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・年間100万円を想定。合計では、3年間で300万円を拠出可能 ・「使い残し」の翌年度移行への繰越しは不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間120万円程度を想定 ・「使い残し」の翌年度移行への繰越しが可能
制度導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現するタイミングで導入予定(2014年1月1日以降の年分の予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2014年以降を目標

(出典：金融税制・番号制度研究会作成)

5.3 個人積立型非課税制度の拡張

日本版 IRA のような、将来必要になる資金を個人が幅広い金融商品の運用によって積み立て、資産形成するための自助努力を後押しする非課税制度については、年金に加えて医療や教育といった分野に拡大していくことが考えられる。

少子化、晩婚化、高齢化が進む中、現役世代は自分の老後の生活費（年金）や医療費と子どもの教育費の支出が同じ時期に集中してしまうことが想定される。一方、昨今の財政状況に鑑みると、賦課方式を前提とした現在の社会保障制度には限界が明らかになりつつある。医療は、将来的には年金を上回る自然増が予測されている一方、事業主負担分を含め保険料の継続的な引き上げには異論が出ているなど、公助中心の医療には課題が山積している。教育は、民主党政権下で小学校から高校までは子供手当や高校の実質無償化により対策が講じられたが、大学などの高等教育はそもそも公的な手当てがなされていない。

例えば、米国の HSA/HDHP や 529 プラン、英国のチャイルド・トラストファンドとその後継制度ジュニア ISA など、諸外国では医療や教育分野において、将来必要になる資金を個人が事前に積み立てることを税制で支援する制度があり、効果を挙げている。日本においても、将来を見据えた有効な政策の一つとして諸外国の事例も参考にしつつ検討する価値があるのではないか。

日本でこのような個人積立型非課税制度を医療や教育に導入することを検討するにあたっては、医療分野においては公的保険を踏まえた位置づけ（現行の健康保険の適用範囲を前提に保険外診療に備えるため、低額医療について自己負担として積み立てるためなど）や民間保険商品との関係、教育分野においては資金の拠出者や贈与税との関係などの整理をしたうえで、対象者や適格要件、追加拠出や中途引き出し要件など制度設計を議論する必要がある。また、米国では引き出し制限があるために拠出をためらう傾向があることから、資産形成支援制度を整理統合することが検討されたことがあるなど、複数の個人積立型非課税制度を一本化するかも論点となる。いずれにしても、当研究会がこれまで提言してきたように、金融所得一体課税の本旨や執行可能性を踏まえ、制度設計を複雑にしないことを前提にする必要がある。

5.4 記入済み申告制度

マイナンバー制度が導入されれば、税務当局が、マイナンバーを活用することで個人の所得情報を、効率的且つ、より正確に収集・名寄せすることが容易になる。そこで、当研究会が以前から提言してきた、申告時に税務当局が、マイナンバーにより把握している納税者の所得情報をあらかじめ記載して納税者に送付する仕組みである「記入済み申告」の導入に向けた具体的検討を開始すべきである。

例えば、記入済み申告を導入しているスウェーデンでは、すべての個人納税者に、申告に必要な情報が記入された申告書が送られてくる（紙又は電子申告）。納税者は、記入されている内容に間違いがないかを確認し、必要があれば修正・追記するだけで申告が完了する。

記入済み申告は北欧諸国から導入が始まったが、納税者の申告書作成負担の緩和を主目的としており、賦課課税か申告納税かを問わず、欧州や南米、アジアに広がっており、導入国は今や20ヶ国に上っている。OECDも電子化を契機にした納税者サービスとして注目している。

「記入済み申告」によって、納税者にとっては、申告書作成負担が緩和されるメリットがある。マイナンバー法案の別表に列記されているユースケースが申告書などへの記載義務や既存の行政手続きの事務処理の効率化に係るものが多いことを踏まえると、納税者のメリットになるユースケースの実現は重要である。

同時に、記入済み申告は正しい申告書の入手による税務当局の効率性の向上と税務事務コストの削減に資することにもなる。将来的には、年末調整を廃止し自主申告制度を導入することへの道を開くことにつながると考えられる。ただし、記入済み申告が、二元的所得税の北欧諸国が先進事例であることから、このことは総合課税化を意味するものではない。また、自主申告制度を選択的にしる導入するためには、現行の給与所得控除の水準を引き下げなければ選択性が機能しないため、記入済み申告制度は絵に描いた餅になることも付け加えておきたい。

記入済み申告がうまく機能するポイントとして、「名寄せのための番号」、「法定調書の電子化」、「簡素な手続き（個人認証、納税者と税務当局のやり取り）の実現」といった点があげられる。マイナンバー制度で導入されるマイナンバーやマイ・ポータル、個人番号カードはこれらに有効である。また、法定調書の電子

化は1000枚以上の大口の提出義務者に電子化義務が課せられたことで約95%の電子化が達成されると言われている。さらに簡素な手続きは、マイ・ポータル機能を拡充しつつ、電子申告（e-Tax）の利用を一層推進していくことにより可能となる。

我が国においては、納税者数を考慮すると、電子申告（来署型対応を含む）を行う年金受給者や給与所得者の一部記入から順次行うことが考えられる。この際、国税と地方税当局の情報共有の仕組みや期限の見直し（法定調書提出期限ないしは確定申告期間）、税制の簡素化といった制度面・システム面の検討も併せて必要になる。また、マイ・ポータル上での確認に同意した納税者に、法定調書の情報をマイ・ポータル上に表示することで、事業者の本人交付義務を不要とすることで、事業者負担（郵送代、宛先不明対応コストなど）の軽減を図ることも検討に値する。

6 資産課税についての考え方

フランスやEUにおいて金融取引税の導入が検討され、日本維新の会が資産課税の重視を維新八策に掲げ、所得・消費以外の課税強化策として民間から貯蓄税の提案がなされるなど、最近国内外において、資産に対する課税が注目されている。

また、我が国において2014年、2015年の2段階で消費税の引き上げが予定されており、財政再建に向けて更なる増税の可能性があるなか、金融所得や金融資産に対する課税のあり方が今後本格的に議論される可能性があるかと認識している。

当研究会は、日本における資産課税については十分吟味した冷静かつ慎重な検討が必要だと考えている。まずは、幅広い金融商品を対象にした金融所得一体課税の実現が先決である。現在10%に軽減されている上場株式等の配当等と譲渡益の課税について、2013年末の期限切れ後に金融所得一体課税の進展と合わせて20%の税率に戻すことが出来るかどうかが出発点であろう。また、資産課税の導入に向けた議論には強い政治的な背景があり、執行可能性の観点からも問題がある。税制は、公平・中立・簡素が原則で、執行できることが大前提であることを改めて指摘したい。

いずれにしても、当研究会では国内外の資産課税に係る動向を把握することが重要と考えている。本報告書（補論）においてはこれらの一端を紹介することで今後の議論の基礎としたい。

(補論) 資産課税について

(1) 資産課税とは

資産課税は、一般的に以下のように分類される。

① 資産の保有に対する課税

個人及び法人が保有する財産あるいは資産に対して、その資産価値に課税するもの

【例】 固定資産税、都市計画税、自動車税、富裕税（フランス等）、貯蓄税（有識者の提言） 等

② 資産の取引に対する課税

資産の取得や、資産の取引に関する書類の作成・登記などにかかる課税

【例】 不動産取得税、自動車取得税、有価証券取引税、印紙税、登録免許税、金融取引税（EU 検討予定） 等

③ 資産の移転に対する課税

個人の資産の相続及び贈与に対する課税

【例】 相続税、贈与税

④ 資産性所得に対する課税

保有する資産から生じる所得に対する課税

【例】 利子所得、配当所得などの金融所得、不動産所得に対する課税、山林所得に対する課税 等

特に、この中でも昨今注目されているのが、資産の保有に対する「富裕税」「貯蓄税」と、金融資産の取引に対する「金融取引税」である。

(2) 富裕税、貯蓄税

富裕税とは、総資産から負債を差し引いた純資産に対して課税する税である。最近では、橋下徹大阪市長率いる大阪維新の会による船中八策の中でも取り上げられたところであるが、既に日本では、1950年に導入された経緯がある。

富裕税の課税対象資産は、経済価値のある全資産に及ぶ。課税対象は、土地、家屋、

自動車、家具、宝石、美術品などの有形資産、国債、地方債、社債、株式、銀行預金、現金、生命保険金、年金などの金融資産で、税率は、0.5%~3%で、純資産額 500 万円を超える者に対して課税された。

しかしながら、日本の富裕税は、1950に導入されたものの1953年に廃止されている。廃止の理由としては、

- ① 土地、家屋、山林など外部から容易に見やすいものは、課税上もとらえやすいが、預貯金や無記名債券などはとらえにくく、また一般的に評価が困難であって、課税上公平を期すことが難しかった。
- ② 無収益資産に対する課税に無理が生じた。特に山林の場合には、富裕税の毎年の支払いのため、山林を伐採、売却しなければならず、無理を生じた。
- ③ 財産の調査が困難で、評価にも困難があり、税収（※）の割には多くの徴税コストを要した。（※）1950年5億円（国税収入の0.1%）、1951年10億円（国税収入の0.1%）、1952年22億円（国税収入の0.3%）

といった理由が挙げられる。現時点においても、こうした課題への対策を講ずることができるとは言い難く、フランスなどのヨーロッパ諸国において採用している国もあるが、スペインやスウェーデンなど近年になって廃止する国もある。

こうした富裕税と似た税制として、クレディスイス証券の白川浩道氏がその著書『消費税か貯蓄税か』などにおいて「貯蓄税」を主張している。

「貯蓄税」とは、民間がもつ資産に対して課税する税制で、基本的には家計が保有する預貯金を中心とした貯蓄に課税しようというコンセプトである。

白川氏の試算によれば、貯蓄税の導入によって、全家計の10%程度を占める富裕層に対して、4.2%の貯蓄税を課すことで、年間約8.5兆円の税収を得ることができるとされている。

しかしながら、その徴税方法、課税単位、基礎控除額、課税資産を純資産にするのか総資産にするのかといった点や、貯蓄税の回避行動として考えられる現金化の流れをどのように防ぐのかといった点について課題が残ると考えられる。

(3) 金融取引税

金融資産の取引に対する課税として金融取引税が挙げられる。欧州委員会は、本年 9 月 28 日、経済危機を引き起こした金融セクターのため、政府や納税者は多大なコストを負担しており、加盟国の財政再建に対し、金融セクターにも公正な貢献を求めるとして、加盟 27 カ国における金融取引税の導入について提案を行った。

課税対象取引は、EU 域内の金融機関による、株式・債券の取引（税率：0.1%）、デリバティブ取引（税率：0.01%）で、年間 570 億ユーロの税収を見込んでいる。

税収については、EU 独自財源と、加盟国の分担金削減に充てる。なお、各国は、EU 共通の金融取引税に上乗せして、自国の財源として徴税することも認められる。

フランスは、経済危機を引き起こした金融セクターに、応分の財政負担を課すとの観点から、EU、G20 に対して、ドイツとともに金融取引税の導入を働きかけてきたが、イギリス、スウェーデンの他、アメリカ、オーストラリアなどが反対姿勢であり、EU や G20 単位での導入は厳しい状況である。

一方、報道（10 月 23 日）によると、ドイツ、フランス、イタリアを含む 10 カ国が賛成おり、一部地域で先行導入が可能となることから、欧州委員会は金融取引税の検討を進めると正式に発表した。

また、フランスは、単独で金融取引税を導入する旨を発表し（本年 1 月 29 日サルコジ前大統領テレビインタビュー）、その後オランダ政権においても、同制度の施行が引き継がれている。フランスの金融取引税については、財源確保の観点から上場株式に対して、投機抑制の観点から高頻度取引・CDS 取引に対して課税し、総額で年 11 億ユーロの税収を見込んでいる。

7 金融税制・番号制度研究会 メンバー

●座長

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

●委員（順不同）

阿部 泰久 (社)日本経済団体連合会経済基盤本部長
大崎 貞和 野村総合研究所 未来創発センター主席研究員
酒井 克彦 国士舘大学法学部 教授 兼 同大学院法学研究科 教授
山本 秀男 中央大学大学院 戦略経営研究科 教授
鈴木 正朝 新潟大学法科大学院 教授
武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士 (パートナー)
増井 喜一郎 日本証券業協会 副会長
鈴木 正己 日本証券業協会 政策本部 企画部 課長
松野 秀人 野村証券 業務管理部長
遠藤 満 全国銀行協会 金融調査部 次長
福田 英治良 みずほフィナンシャルグループ 参事役
吉井 一洋 大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
藤井 慶 三井住友信託銀行 業務企画部 制度チーム長
牧野 司 東京海上日動火災保険 経営企画部 調査企画グループ 次長
小笠原 泰 明治大学 国際日本学部 教授、NTT データ経営研究所 顧問

●オブザーバー

鳴島 安雄
日出島 恒夫
浅岡 孝充
油布 志行
佐藤 修二

●事務局

小林 洋子 NTT データ経営研究所 シニアコンサルタント
助田 雄也 NTT データ経営研究所 コンサルタント

8 研究会の開催内容

第 44 回会合 「番号制度の検討状況について」
(2012 年 2 月 28 日) 「資産課税について」

第 45 回会合 「日本版 IRA について」
(2012 年 5 月 14 日)

第 46 回会合 「番号の民間利用（銀行、証券）について」
(2012 年 6 月 28 日) 「公的個人認証・番号の民間利用拡大について」

第 47 回会合 「日本版 IRA について」
(2012 年 7 月 18 日) 「番号制度のユースケース（地方税務）について」

第 48 回会合 「国民 ID について」
(2012 年 9 月 27 日) 「本年度報告書骨子について」

第 49 回会合 「本年度報告書について」
(2012 年 11 月 8 日)

9 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載する場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。

本報告書は研究会としてのもので、金融税制・番号制度研究会のメンバーが所属する企業・団体としての意見を表明したものではありません。

金融税制・番号制度研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10階

株式会社NTTデータ経営研究所

ソーシャルイノベーション・コンサルティング本部

TEL:03-5213-4110 担当：小林、助田

